

岡山県都市計画審議会条例

岡山県都市計画審議会条例をここに公布する。

岡山県都市計画審議会条例（昭和44年6月17日 条例第41号）

（目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定により、岡山県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 審議会は、委員28人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- | | |
|------------------|------|
| ① 学識経験のある者 | 9人以内 |
| ② 関係行政機関の職員 | 9人以内 |
| ③ 市町村の長を代表する者 | 2人以内 |
| ④ 県議会の議員 | 6人以内 |
| ⑤ 市町村議会の議長を代表する者 | 2人以内 |

- 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他相当と認められる者のうちから知事が任命する。
- 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（専門委員）

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 前条第2項及び第3項の規定は、専門委員について準用する。

（会長）

第6条 審議会に、会長を置き、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

- 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 関係行政機関の職員のうちから任命された委員に事故があるときは、当該委員が指名する当該行政機関の職員が、当該委員に代わって会議に出席し議決に加わることができる。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員8人以内で組織する。

3 常務委員会に、委員長を置き、常務委員会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、常務委員会の会務を掌理する。

5 第6条第3項の規定は委員長について、前条の規定は常務委員会について準用する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の運営にあたる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、土木部都市計画課において行う。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年岡山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中 都市計画審議会の委員及び臨時委員を都市計画地方審議会の委員、臨時委員及び専門委員に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の岡山県都市計画地方審議会条例第1条に規定する岡山県都市計画地方審議会は、この条例による改正後の岡山県都市計画審議会条例第1条に規定する岡山県都市計画審議会となり、同一性をもって存続するものとする。